

“三方よし”の「近江牛生産」支援事業補助金

公募案内

問合せ・提出先	滋賀県 農政水産部 畜産課 生産衛生・耕畜連携係 TEL 077-528-3853
受付時間	午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日は除く。)

1. 目的

この補助金は、県内の近江牛生産者団体が家畜の快適性（アニマルウェルフェア）や安全・安心の取組、耕畜連携等による環境に配慮した「牛よし」「人よし」「社会よし」の“三方よし”の「近江牛生産」の取組を推進し、PRや販路拡大を行うために要する経費に対して、滋賀県が予算の範囲内で経費の一部を補助することによって、“三方よし”的「近江牛生産」を支援し、近江牛のブランドのイメージ向上や販路開拓に資することを目的としています。

2. 補助対象者

補助対象者は、滋賀県内において近江牛を飼養する農業者または流通・販売事業者が主たる構成員、または出資者となっている法人および団体です（以下「補助事業者」という）。

3. 補助対象事業

補助の対象となる事業は、“三方よしの近江牛”のコンセプトに則した生産や、流通・販売現場における“三方よしの近江牛”的PR等の実証的な取組を行い、“三方よし”的「近江牛生産」の普及・展開を図る以下の取組です。

- (1) 検討会の開催
- (2) PR活動
- (3) 販路拡大活動（商談会、テストマーケティング等）

4. 補助対象経費、補助率および補助限度額

事業区分、補助内容、補助対象経費、補助率および補助限度額は以下のとおりです。

事業区分	補助内容あるいは補助の対象となる経費	補助率および補助限度額
国内向けPR または インバウンド向けPR	(1) 検討会等開催経費 資料作成費、会場費、謝金、旅費等 (2) PR・販路拡大経費 会場費、出展料、展示装飾費、 備品レンタル費、取材・撮影費、原材料費、 パンフレット作成費、出展物等の梱包・輸 送に係る輸送経費、通訳・翻訳費、謝金、 旅費等	補助対象経費の1/2以内 500千円以内

(注) 補助金交付額は、審査結果により事業計画書に記載された額を下回ることがあります。

【補足説明】旅費（交通費および宿泊費）について

- ①交通費および宿泊費の計上は、補助事業者の旅費規程等により算出された経費とします。
旅費規程等がない場合は、滋賀県の旅費支給条例、旅費支給条例施行規則により算出された経費とします。
- ②実績報告の際は、領収書の写し等を提出してください。鉄道の切符等については、領収書をとり、乗車日、区間と金額が分かるものを実績報告時に提出してください。
- ③交通費については、最短の経路による妥当な運賃とし、基本的な交通費（新幹線：普通指定席、飛行機：エコノミークラス等）を対象とします。グリーン料金やビジネスクラス料

金は対象になりません。なお、やむを得ない都合によりビジネスクラス料金等を使った場合は、実績報告時に基本的な料金が分かる資料を添付して申請してください。その場合の差額は自己負担となります。

④滋賀県の旅費支給条例、旅費支給条例施行規則により算出する場合、下記を上限額とした実費額を補助対象経費として計上することとします。

ア 宿泊費

- ・東京都の特別区の存する地域ならびに、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市での宿泊は、1泊につき1人15,600円までの実費額
- ・上記以外の地域での宿泊は、1泊につき1人10,800円までの実費額

イ 鉄道費、バス代等

最寄り駅から目的地まで最も経済的な通常の経路および方法により移動した場合の鉄道費、バス代等の実費額

ウ ガソリン代

実費額

エ 有料通行料・駐車場代

実費額

5. 事業実施期間、実績報告期限および概算払(前金払)

(1) 事業実施期間

交付決定日から令和8年3月31日までとします。

(2) 実績報告期限

事業完了後30日以内または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（要綱に定める別記様式第3号および様式第3号-1）および添付書類を提出しなければなりません。

(3) 概算払（前金払）

補助事業者は、概算払（前金払）により補助金等の交付を受けようとするときは、概算払（前金払）請求書（要綱に定める別記様式第4号）を提出しなければなりません。

6. 申請手続

下記により書類を提出いただき、書類審査により補助対象事業を採択します。

(1) 受付期間 令和7年7月2日（水）12時まで

(2) 提出書類

ア. 応募申請書（別記様式）

イ. 事業実施計画および収支予算書（要綱に定める別記様式第1号-1）

ウ. 役員名簿（要綱に定める別記様式第1号-2）

※法人・団体の場合は必要。ただし、農協等の公共的団体等は除く。

エ. 誓約書（要綱に定める別記様式第1号-3）

※公共的団体等は除く。

オ. 定款、規約等の写し

※法人・団体の場合は必要。ただし、公共的団体等は除く。

カ. その他事業内容を説明する資料等

(3) 申請方法

提出書類を以下までメールにて提出。

滋賀県 農政水産部 畜産課 生産衛生・耕畜連携係
メールアドレス ge00@pref.shiga.lg.jp

7. 採択審査

(1) 審査方法

審査方法は原則として書面審査とし、審査会に諮って決定します。また、必要に応じて追加資料の提出やヒアリング等を行います。なお、審査会は、非公開で行われ、審査経過に関する問い合わせには応じられません。

補助事業の選定にあたっては、表1の項目について審査し、総合的に評価が高いと認められるものから順に決定します。なお、総合評価が低い場合は対象としないことがあります。

(2) 審査結果の通知

審査結果について、農政水産部畜産課から申請者あて審査結果と予算の配分額について内示の通知をします。

※通知は7月上旬を目途に行います。

※採択結果における審査内容についての問い合わせには応じかねます。

表1：審査の観点

◇県が策定した「近江牛」ブランド振興基本方針（令和3年12月策定）に示す推進の方向性との整合性 「近江牛」の認知度の向上、ブランド連想の構築の推進、愛着度（ブランド・ロイヤルティ）の向上、知覚品質（消費者等が判断する品質）の向上に寄与するものか。 なお、「近江牛」ブランド振興基本方針は以下の県ホームページに掲載しています。 https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/chikusan/322488.html
◇“三方よしの近江牛”のコンセプトとの整合性 家畜の快適性（アニマルウェルフェア）、安全・安心や環境に配慮した「牛よし」「人よし」「社会よし」の“三方よし”の近江牛生産の取組を普及・推進する内容であるか。 【推進する取組例】 1. 牛よし（家畜の快適性） ①牛にとって快適な環境での飼養 ②ストレスを低減させる取組 ③愛情をこめた飼育 2. 人よし（安全・安心） ①美味しく高品質な近江牛の追求 ②疾病の予防、適正な飼養衛生管理 ③消費者への情報発信 3. 社会よし（環境への配慮）<耕畜連携・温室効果ガスの削減> ①稲ワラや飼料用米などの自給飼料の活用

<p>②和牛子牛の県内確保 ③良質な家畜ふん堆肥生産や耕畜連携による家畜ふん堆肥の利用</p> <p>なお、三方よしの近江牛のコンセプトは以下の県ホームページを参考下さい。 https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/chikusan/333344.html</p>
<p>◇事業の有効性</p> <p>“三方よし”の「近江牛生産」のPRとなっているか、近江牛のブランドイメージ向上や販路拡大等に対して有効な事業となっているか、事業の目標、方法、規模等が適正であるか、事業の成果の活用が見込まれるか等。</p>
<p>◇取組の拡大性</p> <p>将来的に、“三方よし”の「近江牛生産」の取り組みが県内の多くの近江牛生産者に拡大していく可能性があるか。近江牛の消費が拡大する可能性があるか。</p>
<p>◇公益性、公共性</p> <p>個人や特定の企業の利益追求となっていないか。</p>
<p>◇事業の確実性</p> <p>予算が適正であるか等。</p>

8. 補助金の交付申請および交付決定

農政水産部畜産課から申請者あて審査結果と予算の配分額について内示の通知後に下記により書類を提出いただき、補助金の交付申請を行ってください。

(1) 交付申請書等提出

- ア. 補助金交付申請書（要綱に定める別記様式第1号）
- イ. 事業実施計画および収支予算書（要綱に定める別記様式第1号－1）
- ウ. 役員名簿（要綱に定める別記様式第1号－2）
 - ※法人・団体の場合は必要。ただし、農協等の公共的団体等は除く。
- エ. 誓約書（要綱に定める別記様式第1号－3）
 - ※公共的団体等は除く。
- オ. 定款、規約等の写し
 - ※法人・団体の場合は必要。ただし、公共的団体等は除く。
- カ. その他事業内容を説明する資料等

(2) 交付決定

交付申請受付後30日以内に交付決定の通知を行います。